

宮崎県ヘリテージマネージャー登録実施要領

(一社) 宮崎県建築士会

(趣旨)

第1条 一般社団法人宮崎県建築士会(以下「本会」という。)は、歴史文化遺産を活用、保全し、地域づくりに貢献できる能力を有する人材を「宮崎県ヘリテージマネージャー(以下「マネージャー」という。)」として登録する。

(登録の要件)

第2条 マネージャーとして登録するためには、宮崎県ヘリテージマネージャー養成講習の全講義又はこれと同等と認められる講習を履修しなければならない。

2 マネージャーとして登録できるのは、本会正会員に限る。

(登録の申請)

第3条 マネージャーの登録をしようとする者(以下「登録申請者」という。)は、様式第1号に次の書類を添付し、本会に登録を申請しなければならない。

- (1) 宮崎県ヘリテージマネージャー登録原簿(様式第2号) 1部
※写真(縦4cm×横3cm、上半身、無帽)1枚を張り付けたもの
- (2) 宮崎県ヘリテージマネージャー養成講習会修了証の写し 1部

(登録及び登録証の交付)

第4条 本会は、前条により登録の申請があった場合は、「宮崎県ヘリテージマネージャー登録原簿」に登録する。

2 本会は、前項の規定により登録を行った場合は、登録申請者に「宮崎県ヘリテージマネージャー登録証」を交付する。

(登録内容の変更)

第5条 宮崎県ヘリテージマネージャーの登録原簿の登録者(以下「登録者」という。)が、登録内容を変更した場合は、様式第3号により速やかに本会にその旨を届け出なければならない。

(登録の取り消し)

第6条 本会は、次の各号の一つに該当する場合は、登録者の登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者が登録の取り消しを希望したとき。
- (2) 登録申請書及び添付書類の記載事項と事実と相違があるとき。
- (3) 登録者が建築士法に基づく建築士の資格を取り消されたとき。
- (4) 登録者が本会及び宮崎県ヘリテージマネージャーの信用又は品位を害する行為をしたとき。

(その他)

第7条 その他この要領の施行に関し、必要な事項は本会の会長が定める。

(附則)

この要領は、平成30年3月15日から適用する。

この要領は、令和3年12月1日から適用する。